

千葉県告示第158号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年3月2日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月2日

千葉市長 神谷 俊一

| 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始期日 |
|---------------|------------------------------------|----------|
| 市道 誉田町48号線 | 緑区誉田町一丁目689番1から 緑区おゆみ野六丁目6番12まで | 令和5年3月2日 |